

その他の医療保健業における乗用車、バス、バイクを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	11~12	訪問マッサージ業務中、お客様の所から、次の訪問先への移動中、ドライバーが運転する車が他の走行中の車とぶつかりそうになった為、左へハンドルをきり、急ブレーキを掛けた。その時、被災者は後部座席にて、横になっており、急ブレーキによって、前座席と後部座席の間に転がる形になり、体を打ってしまった。	43	1~ 9
5	7~8	出張健診先に到着して、健診車を駐車後降車しようとした。運転席にシートやシフトペダル、ハンドル等があり狭く、動きづらい状態であった。その中で降車しようとしたが左足首が引っ掛かり抜けなかった。抜いて降りようとしたところ、体勢を崩してしまい運転席から転落した。転落した際、左足から着地したことにより足首を捻り、骨折した。	61	300 ~ 499
7	14~15	訪問先の駐車場にて診療道具を片付け、ドアを閉める際に、自身の頭にドアをぶつけてしまった。	49	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html